浄化槽をご使用の方々へ！「清掃」「保守点検」「法定検査」で適正な維持管理を！

浄化槽の機能を適正に維持するためには、浄化槽法で定められている法定検査、保守点検、清掃の3つを行わなければなりません。

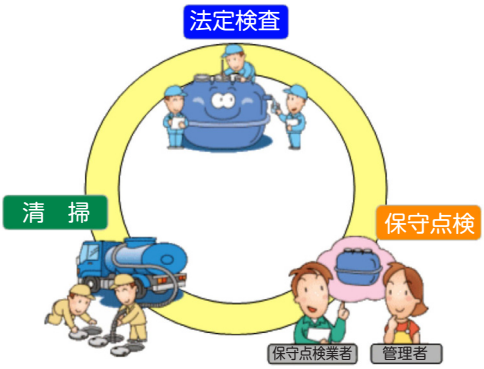

■維持管理の回数

維持管理の種類		実施回数	
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
①法定検査	7条検査（設置後の水質検査）	設置後4～8か月の間に1回	ー（新規設置禁止のため）
	11条検査（定期検査）	1年に1回	1年に1回
②保守点検		概ね4か月に1回以上（維持管理要領書でご確認ください）	4か月に1回以上（全ばっ気方式は3か月に1回以上）
③清掃		1年に1回以上	1年に1回以上（全ばっ気方式は6か月に1回以上）

①法定検査

浄化槽の水質に関する検査を、年1回受けなければなりません。

法定検査は、愛知県知事が指定した検査機関が行いますので、次の指定検査機関へお申し込みください。

■指定検査機関

（一社）愛知県薬剤師会　☎052-683-1131

②保守点検

浄化槽の正常な機能を維持するために、機器の点検・調整・修理・汚泥の状況を確認し、消毒薬の補充、清掃の時期の判断等を行います。

保守点検は、愛知県知事の登録を受けた事業者へ依頼してください。

■問合わせ（登録業者・届出など全般）

愛知県知多県民センター環境保全課　☎㉑8111

③清掃

浄化槽内で発生した汚泥などの引き抜きや洗浄を、年1回以上行わなければなりません。

清掃は、市の許可を受けた右下表の事業者へ依頼してください。

■問合わせ

クリーンセンター　☎㉓3567

■浄化槽清掃業者

業　者　名	電話番号
東海衛生㈲（半田市）	21-3591
オオブユニティ㈱（大府市）	(0562) 47-0535
大昭工業㈱（名古屋市）	(052) 503-5311
中衛工業㈱（名古屋市）	(052) 811-8111

小型家電回収にご協力ください

①拠点回収

車両脱着型コンテナ、または軽トラックを設置して、小型家電の拠点回収を実施します。

■4月の回収日時及び場所

日（曜）	場所
1日（土）	新居区民館
8日（土）	平地公民館
15日（土）	成岩第三区コミュニティ会館
22日（土）	岩滑区民館
29日（祝）	有脇小学校

※回収は各施設の駐車場で実施します。

■時間　9時～11時

■回収品目

大きさにかかわらず電気、電池で動くもの

※パソコンや携帯電話などは、ご自身でデータ消去をお願いします。

■回収できないもの

◇家電リサイクル法対象品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど）

◇製品の大部分が布製、木製、皮製でできているもの（マッサージチェア、電気毛布、木製スピーカーなど）

◇蛍光管、電池

②公民館等でのボックス回収

公民館や一部店舗へ小型家電回収ボックスを設置しています。

平成29年2月から新たに「有脇ふれあいセンター」「岩滑コミュニティセンター」「上池公民館」「乙川北部区画整理記念館」の4か所の施設でボックス回収が始まりました。

③「宅配便回収」制度

「拠点回収」「ボックス回収」の他に、国の認定事業者による「宅配便回収」制度もあります。詳しくは、「家庭ごみの分別と資源の正しい出し方（平成29年度版）」をご覧ください。

■問合わせ　クリーンセンター　☎㉓3567